

# 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

## **1 趣旨・目的**

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）別表第2を改正し、短期滞在の在留資格に伴う在留期間について、法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合には、当該指定する期間を在留期間とすることができるよう所要の改正を行うものである。

## **2 改正の概要**

規則別表第2を改正し、短期滞在の在留資格に伴う在留期間を「90日、30日又は15日（法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合にあつては、当該指定する期間）」に改める。

## **3 今後の予定**

公布日：令和8年9月上旬

施行日：公布の日